

見 積 招 請

令和 8 年 6 月 1 5 日

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構

1 件 名

令和 8 年度機密文書等溶解処分業務

2 仕 様

仕様書に記載のとおり

3 契約期間

契約締結日の翌日から令和 9 年 3 月 3 1 日まで

4 成果品の納品場所

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構 総務部

5 見積書提出期限

令和 8 年 7 月 3 日（金）（郵送又はメール必着）

※ 持参による提出は認めない

6 見積書提出先・提出方法

下記担当者宛てに郵送（一般書留又は簡易書留に限る）もしくはメール添付で提出すること。

※ 見積提出及び内容に対する質問及び回答はメールで行う

※ 見積書の押印は省略可とする

【担当者】

〒220-0011 神奈川県横浜市西区高島一丁目 1 番 2 号

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構

経理部 経理課 小林（E-mail：kiko_keiyaku@jehdra.go.jp）

【郵送の場合の注意点】

- ・封筒に「件名」と「見積書在中」と記載すること
- ・担当者の名刺（もしくは連絡先*を記載した用紙）を同封すること

【メール提出の場合の注意点】

- ・ファイル形式は PDF に限定する
- ・メール署名がない場合は本文に担当者の連絡先*を記載のこと
- *…連絡先として必要な情報：部署、氏名、住所、メールアドレス、電話番号

7 仕様に関する問合せ先

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構

経理部 経理課 小林（E-mail：kiko_keiyaku@jehdra.go.jp）

※仕様に関する質問及び回答はメールで行う

※見積書の作成にあたり下見を希望する場合は、事前に上記担当者へ連絡すること

（日程等の都合により連絡を受けても実施できないことがある）

8 見積書作成の注意事項

下記事項を満たさない場合は書類を無効とするので留意すること。

- ・別紙の様式を使用する

(様式内紙各項目が過不足なく記載されている場合は提出者の様式でも可)

- ・提出日及び件名を記載する
- ・宛名は「独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構」とする
- ・単価、消費税及び合計金額が分かるように記載する

(仕様書 1. (2) 記載の予定数量を参照したうえで算定した 1kg あたり、または、1 回あたりの単価及び総価を記載するものとする)

- ・毎年度改定される最低賃金も考慮したうえで算定する

9 参加資格

- ・官庁から指名停止又は一般競争参加資格停止を受けている期間に該当しない者
- ・独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構契約事務取扱規程第 5 条の規定に該当しない者

10	請書作成の必要性	有
11	完了書作成の必要性	有
12	請求書作成の必要性	有
13	備考	

見積の結果については、契約予定者のみに翌営業日までに連絡する

以 上

見積書

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構御中

(企業名)
(発行者名)
(住 所)
(担当者名)
(電話番号)
(E-mail)

業務名	令和 8 年度機密文書等溶解処分業務
見積金額 (合計)	円 (税込)

【内訳】

作業区分	単価 (税抜)	予定数量	単価に予定数量 を乗じた金額
I 溶解 処理費	円 (1 k g あたり)	4, 000 k g	円 (税抜)
II I 以外の 作業費	円 (1 回あたり)	2 回	円 (税抜)
I 及び II の合計			円 (税抜)
(消費税額)			円
(税込額)			円

【補足】

- (1) 上記の区分は仕様書と同一である。
- (2) 区分 I は処理した不要書類等 1 k g あたりの税抜単価及び当該単価に予定数量を乗じた税抜金額を記載する。
- (3) 区分 II は段ボール箱等の搬出、積込、運搬及び搬入作業（搬出または積込の際に必要な応じて行う養生も含む。）を指し、作業 1 回あたりの税抜単価及び当該単価に予定数量を乗じた税抜金額を記載する。
- (4) 事務費、管理費等がある場合は各区分及び単価に含め、別途計上しないこと。
- (5) 区分 I 及び II の合計金額に 10 % を乗じた金額を消費税額として計上する。
- (6) 上記の各項目が過不足なく記載されている場合は、提出者の様式でも可とする。

令和8年度機密文書等溶解処分業務 仕様書

本仕様書は、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構(以下、機構という。)が発注する令和8年度機密文書等溶解処分業務(以下、本業務という。)について適用する。

1. 業務概要

(1)内容

機密書類等(クリップ等軽微な金属の混入あり)が入った段ボール箱等の搬出、積込、運搬、搬入及び溶解処理

(2)予定数量等

作業区分		作業1回あたりの数量	作業回数	計(注3)
I	溶解処理(注1)	2,000kg	2回	4,000kg
II	I以外の作業(注2)	1式	2回	2回分

注1)約32×約23×約23cmの段ボール箱換算で概ね350箱(1回あたり175箱)程度の処理を予定している。

注2)段ボール箱等の搬出、積込、運搬及び搬入作業を指す。(必要な養生・清掃作業を含む。)

注3)支払いは、実績数量に単価を乗じたもので行う。

2. 履行期間

契約締結日の翌日から令和9年3月31日までとし、当該作業の実施日は、契約締結後に機構と受注者間で協議して定める。

3. 実施場所

(1)搬出

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構 神奈川県横浜市西区高島1-1-2
横浜三井ビルディング 5階事務所及び28階書庫

(2)積込及び運搬

積込場所は、上記3.(1)記載の横浜三井ビルディング内地下駐車場とし、駐車料金がかかる場合は受注者が負担することとする。

本業務で使用する車両の条件は次のとおりとする。なお、可能な限り電動自動車等又は低燃費・低公害車を用いることとする。

全長	全幅	全高	その他
6,100mm以下	1,900mm以下	3,000mm以下	荷室施錠できること

(3)搬入及び溶解処理

上記3.(1)記載の搬出場所から片道100km以内で任意の溶解処理施設とする。ただし、機構職員による立会及び公共交通機関(タクシー含む)での訪問が可能な施設に限る。

4. 実施方法

受注者は機構の指示(当該ビルの入退館等条件を含む)に基づき、以下の手順で業務を行うものとし、必要により機構が立会するものとする。

(1)段ボール箱等は開封することなく散逸防止対策のうえ上記3.(1)記載の場所から搬出し、受注者が用意する運搬用車両へ積込を行うものとする。

(2)積込が終わり次第、積込当日中に溶解処理施設へ運搬するものとし、運搬の際には受注者で用意する器具により荷室を施錠及び封印すること。なお、運搬中は封印を解かないものとし、封印は機構立会の下で行うものとする。

- (3)溶解処理を行う前に、段ボール箱等の総重量について、計量法に基づく検査を受けた計量器で計測するものとし、計測結果がわかる書類を機構へ提出するものとする。
- (4)荷室は溶解処理施設内で開錠及び開封し、その後、直ちに溶解処理を行うものとする。
なお、溶解処理は、紙(印刷・情報用紙及び衛生用紙)として再生可能な処理を行うこととし、処理が完了した事実を証明する書類(宛名を機構とし処理完了日及び発行日の記載があるもの)に限る。及び「機密処理・リサイクル管理表」またはそれに準ずる書類を機構へ提出するものとする。

5. 代金請求及び支払い

- (1)受注者は、作業が1回完了する度に当該作業に係る完了届及び請求書を作成し、機構に提出するものとする。
- (2)機構は受注者から請求を受けた際は、請求書受領日から起算して30日以内に受注者の指定する口座に振込にて請負代金を支払うものとする。

6. その他

- (1)受注者は連絡責任者を選任の上で機構へ通知し、機構の指示に従い円滑に業務を実施するものとする。
- (2)溶解処理施設運営者との連絡等は受注者が全て行うものとする。
- (3)本業務の実施にあたって要したその他の一切の費用は、受注者が負担するものとする。
- (4)本業務の実施にあたって、受注者は廃棄物処理法等の関係法令及び条例等を遵守するものとし、許認可または届出等が必要な場合は受注者にて対応するものとする。
- (5)受注者は、本業務の実施にあたって段ボール箱等の誤開封や散逸等、事故又は事件等が発生した場合は直ちに機構に報告し、指示を受けるとともに、適切に対応するものとする。
- (6)溶解処理施設での溶解処理を除き、本業務の再委託は原則禁止とする。
- (7)受注者は、溶解処理施設での溶解処理も含め、再委託を行う場合は以下の事項を予め機構に書面で通知するものとする。
 - [1]再委託する業務の範囲
 - [2]再委託先の企業名
 - [3]再委託先での安全確保や機密保持への対策状況また、受注者は、再委託先に本仕様書の内容を遵守させるよう監督するものとし、再委託先が本業務の実施にあたって事故等を起こした場合は受注者の責任で対応するものとする。
- (8)本仕様書と別途締結する請書との間に相違がある場合は、本仕様書の内容を優先するものとし、本仕様書に記載なき事項及び内容に疑義が生じた場合は、受注者は機構と協議すること。

以 上